

### 機器類設置環境要件

サービス提供者が機器の設置環境も提供する場合は、機器の設置環境として、次の各号に掲げる要件をみたさなければならない。

- (1) 建物及び室は、火災、水、落雷、電界、磁界、及び空気汚染の被害を受ける恐れのない場所に設けること。
- (2) 設置場所であることの所在は明記しないこと。
- (3) 外部及び共用部分に面する窓は、防災、防犯の措置及び外光による影響を受けない措置を講ずること。
- (4) 出入口は、不特定多数の人が利用する場所を避けるとともに、入退室の管理を行うこと。
- (5) 建物及び室は、建築基準法に規定する耐火性能を有すること。
- (6) 建物及び室は、水の被害を防止する措置を講ずること。
- (7) 建物及び室の内装、什器・備品は、不燃、防災性能を有する素材を用いるとともに静電気による影響を防止する措置を講ずること。
- (8) 建物及び室は、避雷設備、火災報知設備、消火設備、非常照明設備、避難器具、小動物被害防止設備等の建築設備を設置すること。
- (9) 設置場所は、一般の事務室、居室とは分離した独立した部屋であること。
- (10) 情報漏えい、記録媒体の盗難防止措置を講ずること。
- (11) 機器の所要電力を安定的に供給できること。
- (12) 電気設備は、専用の分電盤又は専用の電源配線によるコンセントを設けること。
- (13) 機器の動作環境に配慮し、適切な空気調和設備を設置すること。
- (14) 空気調和設備は、防災、防犯及び水漏れ防止の措置を講ずること。
- (15) 建物及び室の人の出入り、防災設備及び防犯設備の作動、電源設備及び空気調和設備の稼働状況について適切な監視が可能であること。
- (16) 建物及び室は、地震の被害の恐れのある場所、位置を避けて設置すること。
- (17) 建物は、建築基準法に規定する耐震構造とすること。
- (18) 開口部、内装、設備、什器・備品は、落下、転倒及び振動等地震による被害を防止する措置を講ずること。
- (19) 日本国の法律が及ぶ範囲に設置すること。